

# 経営者保証ガイドラインの 意義を理解して 保証実務に取り組もう

小林 信明 弁護士

長島・大野・常松法律事務所  
パートナー。経営者保証に関する  
ガイドライン研究会・座長。



**経** 営者保証に関するガイドライン研究  
会では、2013年8月の発足以  
来、経営者保証の課題とその解決策を検討  
してきました。その内容をまとめたのが、  
2013年12月に公表した「経営者保証に  
関するガイドライン」です。

本ガイドラインが策定された理由は、ひ  
と言えば、中小企業に対する融資が過  
度に経営者保証に依存することによって、  
中小企業の活力が削がれる事態は、日本経  
済にとって不利益となるからです。

かねてより、経営者保証には3つの負の  
側面があると指摘されてきました。

1つ目は経営への萎縮効果です。個人保  
証をしているために経営者がリスクを恐れ  
て思い切った判断を下せないままでは、ダ  
イナミックな経営ができません。

2つ目は事業承継の停滞です。経営者に  
なれば法人の債務の保証人にならざるを得  
ないせいで名乗りを上げる後継者が現れ  
ず、事業が引き継げないという事例も実際  
に報告されています。

3つ目に事業再生を阻害してきたという  
観点も重要です。法人が破綻した際、経営  
者が資産を失って再起できないという弊害  
が指摘されています。また、それを恐れ  
て、経営者が早期の事業再生着手を躊躇し  
てしまうという点も問題視されています。

経営者保証への過度な依存はこうしたデ  
メリットを伴うため、今般、本ガイドライ  
ンを策定し、金融機関や中小企業に経営者  
保証の適切な取扱いを促しているわけで  
す。金融機関の皆さんには、このガイドラ  
インを踏まえた対応をお願いします。

**た** だし、誤解のないよう気を付けてい  
ただきたいのですが、このガイドラ  
インで改めようとしているのは、経営者保  
証への「過度な」依存です。企業の資金調  
達を妨げては本末転倒ですから、「経営者  
保証を設定してはいけない」わけではあり  
ません。

また、金融機関のみに厳しい対応を求め  
ているわけでもありません。中小企業に  
も、法人と経営者個人との分離、財務基盤  
の強化、経営の透明性確保といった努力を  
求めています。金融機関と中小企業には、  
どんな要件を満たせば経営者保証が必要な  
くなるのかを両者でよく話し合い、今後の  
経営方針を固めていくような良好な関係を  
築いていただきたいと考えています。

2月1日から、本ガイドラインの適用が  
始まりました。保証の実務を担当する皆さ  
んには、こうした趣旨をよく理解したうえ  
で、対応していただきたいと思えます。

(本稿は小林弁護士のお話を編集部でまと  
めたものです)